

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年6月5日（平成30年（行個）諮問第97号）

答申日：平成31年3月6日（平成30年度（行個）答申第196号）

事件名：北海道管区行政評価局が受信した本人からのインターネットによるメールの利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日に北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによるメール（以下「本件文書」という。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成30年2月9日付け北海総第65号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

平成28年12月26日付け北海相第154号、第155号で、理由「メールを送信していないから」を「当初の利用目的を達成したため」に変更し保有個人情報の利用停止をする旨の決定をした。総務課にも合議（課長 特定職員A，課長補佐 特定職員B，調整係長 特定職員C）しているので、今回、総務行政相談部長特定職員A及び総務課職員が、利用停止しない旨の決定に同意をするはずはないので、同様に、理由を「当初の利用目的を達成したため」に変更し保有個人情報の利用停止をする旨の決定をするはずである。

なお、今回利用停止請求書に記載した理由は、特定職員Dが、「当初の利用目的を達成したため」の内容を教えないと嫌がらせをするので、他の事案から推測して記載したものである。

（2）意見書（添付資料省略）

別紙のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である利用停止請求者が、法の規定に基づき、平成30年1月10日付けで行った「特定年月日に北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによるメール」（当審査会注：当該文書に記録された本件対象保有個人情報に指す。）を、法36条1項1号に該当することを理由として消去を求める保有個人情報利用停止請求に対し、処分庁が同年2月9日付けで行った利用停止をしない旨の決定（原処分）を不服として、同年3月8日付けをもって提起されたものである。

2 審査請求人の主張

上記第2の1及び2（1）と同旨。

3 諮問庁の意見

（1）審査請求に係る保有個人情報

本件審査請求に係る保有個人情報は、本件対象保有個人情報である。

また、審査請求人が上記の個人情報の利用停止請求書に記載した、利用停止請求の理由は下記のとおりである。

「総務省プライバシーポリシーに同意したから。」

（2）管区行政評価局等における意見・要望の受付について

管区行政評価局・支局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センター（以下「管区行政評価局等」という。）は国民からの意見・要望等を受け付けるためのツールの一つとして、総務省のホームページの中に「ご意見・ご要望の受付ページ」（以下「受付ページ」という。）を設けており、閲覧者は、ここから意見・要望等を送信することができる。なお、送信の際、送信者には、収集する情報の範囲、利用目的並びに利用及び提供の制限等について規定した「総務省プライバシーポリシー」を熟読の上、これに同意することが求められる。「総務省プライバシーポリシー」では、ご意見等の受付を行うメールフォーム（ホームページからメールを送信するための所定の事項を入力するページを指す。以下「入力フォーム」ともいう。）の利用に当たっては、お名前、ご住所、電話番号、メールアドレス等（以下「利用者属性」という。）の記入をお願いすることがある旨を定めており、さらにこれから利用者属性の利用目的について「お問い合わせ等の回答や確認の連絡及びメールニュースの配信のために利用者属性を利用します」、「ご意見等の内容に応じ、総務省内の関係部局、関係府省等に転送することがあります」と定めている。

受付ページでは、「申出先の選択」（管区行政評価局等の各管轄地域から選択）及び「ご意見・ご要望の分野」（①意見・問合せ、②政策評

価所在案内，③情報公開・個人情報保護総合窓口の3種類から選択)の選択内容に応じて，自動的に，送信先となる管区行政評価局等及び担当課室が選択される。そして，入力フォームから送信されると，送信先となった管区行政評価局等の担当課室に対し，ホームページの利用者からのご意見・ご要望を受信した旨のメールが届き，当該メールに，「申出先」，「分野」，「(送信者の)氏名」，「電子メールアドレス」，「郵便番号」，「住所」，「電話番号」及び「ご意見・ご要望内容」が暗号化された状態で添付される。

本件審査請求に係るメールは，「申出先」の選択において「石狩・空知・胆振・日高・小樽」(北海道管区行政評価局が管轄する地域)を選択し，かつご意見・ご要望の「分野」として「意見・問合せ」を選択して送信されたため，閲覧者が入力したご意見・ご要望の内容(以下「ご意見・ご要望メール」ともいう。)は，北海道管区行政評価局総務行政相談部総務課が受信することとなった。

(3) 審査請求人に係る保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報である「ご意見・ご要望メール」は，前述(2)の申出先の選択を「①意見・問合せ」とし，審査請求人本人から総務省プライバシーポリシーにも同意した上で送信され，北海道管区行政評価局総務行政相談部総務課において受信したものである。

(4) 法36条1項該当性について

本件審査請求に係る保有個人情報である「ご意見・ご要望メール」は，審査請求人本人から送信されたものであり，適法に取得されたものである上，北海道管区行政評価局に対して送信されたご意見・ご要望に対応するために保存しているものであり，総務省プライバシーポリシーにも規定のあるとおり，業務に必要な範囲で保有及び利用しているといえる。

また，この保有個人情報を北海道管区行政評価局が外部に提供した事実も確認できないことから，同局が法3条2項及び8条1項及び2項に違反しているとはいえない。

以上のことから，北海道管区行政評価局が保有している本件対象保有個人情報は，法36条1項1号及び2号のいずれにも該当しない。

4 結論

以上のことから，法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当せず，利用停止をしないとした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

① 平成30年6月5日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 25 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成 31 年 3 月 4 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求めるところであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、法 38 条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法 36 条 1 項 1 号）との関係

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件文書は、審査請求人から、特定年月日に、総務省のウェブサイト内にある受付ページの入力フォームにより、北海道管区行政評価局総務行政相談部総務課宛てに送信され、同日、同局が受信（自動送信されたもの）したメールである旨説明するところ、諮問庁から本件文書に添付された「当局への意見・要望等」を記載した文書の提示を受け、当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）と併せて、これらの体裁や記載内容を確認したところによると、上記の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はないと認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報が記録された本件文書は、審査請求人が、特定年月日に、総務省のウェブサイト内にある受付ページの入力フォームにより送信したメールにつき、同日、北海道管区行政評価局が受信（自動送信されたもの）したメールであると認められ、本件対象保有個人情報が、審査請求人において、同省のウェブサイト内にある受付ページの「ご意見・ご要望」を受け付ける入力フォームにより送信し、同局において受信したものであることは明らかであるから、本件対象保有個人情報は、同局において適法に取得したものと認められる。

(2) 保有の制限等（法 3 条 2 項）並びに利用及び提供の制限（法 8 条）との関係

本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記（1）の認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報の保有や利用等の状況に関する上記第 3 の 3（4）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はないところ、審査請求人は、この諮問庁の説明を左右するような具体的な主張をしておら

ず、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められず、さらに、本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用し、又は提供しているとは認められず、もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。

(3) 以上のとおり、本件対象保有個人情報の利用停止請求については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 保有個人情報利用停止請求書の理由
総務省プライバシーポリシーに同意したから。
- これに対する諮問庁の意見がないので，記載すること。 記載例
総務省のプライバシーポリシーに同意したことは，利用停止できないこと
の理由です。
- 審査請求書の理由
上記第2の2（1）と同旨。
- これに対する諮問庁の意見がないので，記載すること。 記載例
総務課も組織ぐるみで，ねつ造メールの隠ぺいに加担しました。本当は
利用停止できません。
平成28年12月26日付け北海相第154号，第155号は法に違反し
利用停止決定したことになり，虚偽公文書作成罪に当たる。